

(公財) 小野市都市施設管理協会勤怠管理・人事給与システム導入業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、勤怠管理・人事給与システムを導入するにあたり、業務の委託先を選定するためのプロポーザルの実施に関して必要な事項を定めるものである。また、新たに出退勤管理システムを導入し、令和9年4月にオンラインタイムレコーダー（以下「OTR」という。）の設置を想定している。

2 業務の概要

(1) 業務名

(公財) 小野市都市施設管理協会勤怠管理・人事給与システム導入業務委託

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、令和8年12月30日までに全てのシステムの構築、導入、機器の設置、基本情報の登録を完了させ、現行システムと並行稼働できるようにすること。なお、本格稼働は令和9年4月1日からとする。

(3) 業務の内容

別紙「(公財) 小野市都市施設管理協会勤怠管理・人事給与システム導入業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 提案基準額

5,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）程度を基準とする。

提案基準額は、勤怠管理・人事給与システムの構築に係る一切の経費とする。なお、本格稼働後に発生する運用経費は基準額には含まないが、審査の対象には含めるので留意すること。

提案基準額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(5) 成果品

仕様書に示す納入物（成果品）一式

(6) 納入場所

(公財) 小野市都市施設管理協会
兵庫県小野市王子町917番地の1

(7) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせては

ならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

3 参加資格

次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 過去5年以内（令和3年度以降）に、地方公共団体に係る本業務と同種の業務の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県）内に本店、支店、営業所があること。また、拠点より本市へ概ね2～3時間以内に到着できること。
- (5) ISMS/ISO27001又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会の定めるプライバシーマークのいずれかの認証を取得していること。
- (6) この実施要領の公告の日以後から契約の日までに、国及び近畿2府4県内の地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 小野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4 受託事業者選定に係るスケジュール

項目	期 日
実施の公告	令和8年6月11日（木）
質問書の提出期日	令和8年6月18日（木） 午後5時まで
質問書の回答期日	令和8年6月23日（火）
参加申込書の提出期日	令和8年6月25日（木） 午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和8年6月29日（月）
企画提案書の提出期日	令和8年7月10日（金） 午後5時まで
審査 （プレゼンテーション）	令和8年7月17日（金）
審査結果通知	令和8年7月21日（火）

※審査結果以降の日程については、決定次第連絡します。

5 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 知的財産権の取扱い

ア 著作権

成果品が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項各号のいずれかに規定する著作物に該当する場合は、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利は、著作権法の定めるところに従う。

イ 使用許諾

上記アについて、当協会は成果品を必要な範囲において無償で使用できるものとする。

(2) 提出書類の取扱い

企画提案書は、提出期日以降は変更できないものとし、返却しない。

6 提案に関する質問の受付及び回答

項目	内容
質問受付	令和8年6月11日（木）から6月18日（木）午後5時まで
提出方法	質問書（様式1）により、電子メールで件名を「【質問書】勤怠管理・人事給与システム」とし、担当窓口メールアドレス宛てに提出する。電話・来館による質問は、受け付けない。
回答の公表	令和8年6月23日（火）午後5時に、（公財）小野市都市施設管理協会ホームページに公表する。再質問は、受け付けない。

7 参加申込・資格審査

項目	内容
提出書類	① 参加申込書（様式2） ② 会社概要書（様式3） ③ 導入実績報告書（様式4） ※ ただし、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。
提出方法	持参または郵送で担当窓口へ提出する。
提出期日	令和8年6月25日（木）午後5時まで
参加資格審査結果通知	申込者全員に対し、令和8年6月29日（月）を目途に、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

8 提案方法

(1) 企画提案書の提出

企画提案書の内容は、実施要領及び仕様書により作成されたものとし、次の書類を提出すること。

提出書類		様式
① 企画提案書		様式6
② 会社概要書		様式3
③ 業務実施スケジュール ※ 任意の様式とする。「商号又は名称」は必ず記入すること。A4またはA3版で作成すること。		任意様式
④ データセンター要件確認書		様式7
⑤ (公財)小野市都市施設管理協会勤怠管理・人事給与システム導入業務機能要求書 ※ 電子媒体での提出は、Excel形式とすること。備考欄に記載することが困難な場合は、任意様式による資料等を添えること。		様式8
⑥ 標準機能一覧 ((公財)小野市都市施設管理協会勤怠管理・人事給与システム導入業務機能要求書に記載された機能以外の提案システム標準機能一覧) (見積価格に含まれるものに限る。)及びその内容の根拠資料		様式9
⑦ 導入実績報告書		様式4
⑧ システム導入後の保守・サポート体制		様式10
⑨ 見積書 見積内訳書		様式11-1 様式11-2
提出部数	① 9部(正本1部、副本8部)および②電子データ一式	
提出期日	令和8年7月10日(金)午後5時まで	
提出方法	①持参または郵送にて担当窓口へ提出する。 ②オンライン等ファイル共有サービスを利用して、件名を「【企画提案書】勤怠管理・人事給与システム」とし、担当窓口メールアドレス宛てに提出する。	

(2) 企画提案書の作成方法

- ア 目次及びページ番号を付けること。
- イ 提案書類に付随する資料の添付については、これを認める。
- ウ 専門的知識を有しない者でも、理解できるよう分かりやすい表現とすること。専門用語を使用する必要がある場合は、必ず注釈を付けること。
- エ システムカタログがあれば添付すること（ページ番号は不要）。
- オ 企画提案書は、以下の事項についての提案を含め、簡潔に記載すること。

提案内容	
① 提案・プレゼン	<ul style="list-style-type: none">● 勤怠管理・人事給与における基本的な考え方について● 勤怠管理・人事給与システムの全体構成（クライアント条件含む。）● 提案システム導入に係る特徴や利点等について● 提案システムに係る基本姿勢について● 当協会と貴社の役割分担（導入時に想定される作業と作業分担、職員作業が見込まれる事項等）について
② システム機能	<p>提案システム（パッケージ）の紹介資料・標準機能説明資料 ※次の資料を必ず添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none">● データ移行から利用者登録、人事登録、基本情報登録、給与データ、給与支払、年末調整、昇給等全ての機能が使用できるまでの流れがわかる資料● 運用する職員の視点に立った機能説明資料● システム管理者機能の資料● システムのセキュリティ対策の資料● 勤怠管理・人事給与システム（クラウド）のサービス要件● システム導入後の保守・サポート体制● 既存給与システムからのデータ移行方法、不足項目等の対応
③ 操作評価	<ul style="list-style-type: none">● 操作のしやすさ、使いやすさ● 操作研修について

④ 見積価格
⑤ 導入実績 <ul style="list-style-type: none"> ● 本業務における貴社の実施体制、担当者の概要（実績等） ● 勤怠管理・人事給与システム導入における貴社のPR
⑥ その他独自提案

9 見積書

(1) システム初期構築費用

ア パッケージを含むソフトウェア費用、セットアップ費用、カスタマイズ費用、データ移行費用その他導入設定諸経費等、システム導入に関し必要となる一切の費用を見積もること。

なお、既存システムからのデータ抽出費用は、（公財）小野市都市施設管理協会と既存業者との契約となるため、本提案には含まないものとする。

イ O T Rでの導入・運用に係る機器及び設置作業等一切の費用を見積もること。

(2) システム運用保守費用

ア 運用保守費用については、運用期間のソフトウェア保守、O T R含むハードウェア保守、障害対応、パッケージのレベルアップ対応等の維持メンテナンス費用及び仕様書に規定している項目等を含めシステム運用に関して必要な全ての保守費用を含めること。

イ 運用保守費用及びクラウド型のサービス形態に係る利用料（以下「保守費用等」という。）は、5年間（60か月）の総額を記載すること。このとき、各々可能な限り内訳明細書（A4版様式任意）にて示し、内容を明確にすること。

(3) 更新費用

令和14年4月以降も引き続き当該システムを利用する場合、令和19年3月末までに必要な構築費用をすべて記載すること。

10 審査の方法

提案書及びプレゼンテーションの評価については、別紙に定める評価項目に基づき審査し、優先交渉権者を選定する。

なお、審査は、当協会が設置する「（公財）小野市都市施設管理協会勤怠管理・人事給与システム導入業務委託事業者選定委員会」により実施するものとする。

(1) 審査

ア 審査方法

先に提出された企画提案書の内容及びそれに基づいたプレゼンテーション、質疑応答、操作評価により審査を行う。

イ プレゼンテーションについて

(ア) 実施日

令和8年7月17日（金）

実施日時及び会場については、参加申込者に対して電子メールにより通知する。

※プレゼンテーションを実施する順番は、参加申込書の受付順とする。

(イ) 内容

システムに係る「操作性」「機能性」「拡張性」を必ず盛り込むこと。

(ウ) 時間配分

プレゼンテーション40分以内、質疑応答20分以内、操作評価（デモ機2台）30分以内とする。

(エ) 説明者等

提案説明者は4人までの入室を認める。なお、原則として主たる説明は、本業務を統括する業務責任者（プロジェクトマネージャー）が行うこと。

(オ) 傍聴

他の提案者の傍聴（会場への入室）は認めない。

(カ) 使用機材

プレゼンテーションに必要な機器として、プロジェクター（端子：HDMI）、ケーブルは当協会が用意する。その他の機器については提案者が持ち込むこと。

(2) その他

ア 提出された書類等は返却しない。

イ 今回の企画提案書の作成及び提出等に関する費用は、全て参加者負担とする。

ウ 審査（プレゼンテーション）時の追加資料については、一切受理しない。

11 受託候補者の決定

当協会は、優先交渉権者と詳細協議を行い、協議が成立した場合に受託候補者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格した場合は、上記10

による次位得点者を優先交渉権者として詳細協議を行う。

12 審査結果の公表及び通知

審査結果は、優先交渉権者の名称及び評価点の合計点について、（公財）小野市都市施設管理協会ホームページに掲載するとともに別途文書で参加者全員に通知する。また、審査結果通知前に電話や来訪、メール等による問合せには応じない。
なお、審査結果について異議の申立ては受け付けない。

13 担当部署

（公財）小野市都市施設管理協会 総務課総務係
（小野市総合体育館内）
担当：稲坂、橘川、富田
〒675-1378 兵庫県小野市王子町917番地の1
電話 0794-62-7000（代表） 内線 11、12
FAX 0794-62-7560
E-mail argo-soumu1@orange.ocn.ne.jp

14 その他

(1) 欠格事項

ア 提出期限に遅れた場合

イ 選定結果に影響を与えるような行為があった場合

(2) 参加者は、選定委員への接触を禁じる。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、提出された企画提案書を無効にする。また、契約を締結した場合にあっては、これを破棄することができる。

(4) 見積価格が業務規模により著しく乖離している者がいる場合は、当該業者に対し、業務実施方針等の妥当性を確認することがある。

(5) 企画提案書の無効

提出書類については、本要領及び特記仕様書に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

(公財) 小野市都市施設管理協会勤怠管理・人事給与システム導入業務
委託に係るプロポーザル評価項目

1 趣旨

(公財) 小野市都市施設管理協会勤怠管理・人事給与システム導入業務委託に係るプロポーザル実施要領に基づく委託事業者の選定については、次のとおり行うものとする。

2 評価の方法

(公財) 小野市都市施設管理協会勤怠管理・人事給与システム導入業務委託事業者選定委員会委員（以下「選定委員」という。）による主観的評価と客観的評価を合わせ、総合的に評価する。

3 評価項目及び配点

評価項目	内容	配点
① 提案・プレゼン	提案書内容、デモンストレーション及び拡張機能	30点
② システム機能	システム機能に関する事項	30点
③ 操作評価	使いやすさに関する事項	15点
④ 見積価格	提案価格に関する事項	15点
⑤ 導入実績	提案パッケージソフトの導入実績	10点
合 計		100点

4 その他

- (1) 評価項目に関する基準については、公表しない。
- (2) 選定委員の氏名については、公表しない。
- (3) 参加者が1者となった場合において、評価点が基準点数（60点）に満たないときは、優先交渉権者とししない。
- (4) 評価点で同点となる場合は、見積価格が最も安価な者を優先交渉権者とし、見積価格も同額の場合においては、提案内容に係る評価点の高い方を優先交渉権者として決定する。